

## **教育実習期間中の注意事項**

教育実習は、卒業後に教員になることを前提に受けるものであり、実習校は、卒業後すぐに教壇に立ち、即戦力となれるよう実習の内容を考え、スケジュールを組んでいる。

実習校には、現場で多忙の中、教員育成のためにご尽力いただいていること、また、実習校の生徒たちの大切な時間であることを忘れてはいけない。さらに、教育実習は「させていただいている」という感謝の気持ちで臨むこと。

教育実習期間中における以下の注意事項を確認し、教育実習に専念すること。

**1 勤務時間、実習方法等は実習校の指示に従うこと。**

指導教員の指導を受けながら、教材研究に積極的に取り組むこと。

課題や指導を受けた点については、次の日に活かすよう努力すること。

放課後の時間は、部活指導や教材研究に努めること。

**2 就職活動・部活動（大会参加を含む。）など教育実習に関係のない活動は禁止する。**

実習校に上記の理由により休みを申し出る等は厳禁とする。

**3 個人情報取り扱いには、十分気をつけること。**

教育実習期間中の出来事について、他者に口外しないこと、また、SNS等ネットへの書き込みや写真の掲載は厳禁。

**4 欠席・遅刻・早退をしないこと。**

体調管理には十分注意すること。

**5 実習校への通勤は公共交通機関を利用すること。**

※令和2年度に限り、「新型コロナウイルス感染症」への感染防止の観点から、乗用車等の使用について、教育実習校の許可を受けた上、自賠責および対人・対物に対する任意保険の加入をしていることを条件に許可する。詳細は、事前事後指導で説明する。

**6 社会人としてマナーやルールを守ること。**

※ 上記のことは教育実習を受ける姿勢として当たり前のことである。これらのことが守られない場合、教育実習の承諾を受けていても実習校側から受入れを取り消される場合がある。また、違反した場合、大学の「事前事後指導」の単位を与えないことがある。